

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と五天山・宮丘パークマネジメントグループ（以下「乙」という。）において令和3年3月25日付けで締結した五天山公園等に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 札幌市都市公園条例の一部改正により、使用料の額が変更となった趣旨を踏まえ、原協定書第18条第4項の規定に基づき、甲が乙に支払う令和7年度の管理費用を 502,035 円 減額させることとし、改定協定を行った原協定書第18条第1項中「金30,800,000円」を「金30,297,965円」に改める。なお、令和8年度以降の管理費用については、令和7年度の利用料金収入の額を踏まえ、別途協議を行うこととする。

第2条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1回目	7月	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円
2回目	10月	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円
3回目	1月	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円	9,240,000円
4回目	4月	3,080,000円	3,080,000円	3,080,000円	3,080,000円	2,577,965円
合計	—	30,800,000円	30,800,000円	30,800,000円	30,800,000円	30,297,965円

第3条 原協定書第18条に、次の1項を加える。

7 令和7年度につき、乙の利用料金収入の額と管理費用の合計額が次の表に示す当該年度の管理に必要な経費の総額を下回ったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第1項及び第2項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回る額を当該管理費用の補填として支払うものとする。

年度	令和7年度
管理に必要な経費の総額	30,297,965円
補填上限額	502,035円

第4条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和 7年 3月13日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北11条西15丁目1番52号

五天山・宮丘パークマネジメントグループ

代表者 株式会社 南香園

代表取締役 廣部 修平

